

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幢ケ谷九〇四 電話(03)3337714649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額700円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

本物と偽物

滝野 忠……………2

フジモリの出国

編集部……………3

日教組が「教育の危機宣言」……………5

資料 教育の危機宣言(日教組)

子どもたちは明るい未来のために、義務教育費国庫負担制度の存続を！……………5

東京都人事委が給与引き下げ勧告……………6

制度改革として旧制度大改悪 公務員労働者と連帯しよう……………6

#### ◇福祉問題シリーズ①◇

社会保険料も大幅アップ

原 義弘……………7

自立支援法は障害者殺人法だ！……………8

障害者の生活と命を脅かす法成立を糾弾……………8

里内 龍史……………8

やっぱりイラクは戦場だ……………9

園田 裕子……………9

九条二項「戦力放棄」から自衛軍へ……………11

「自民党「新憲法草案」の要点……………11

園田 裕子……………11

読者からのおたより……………13

編集部だより……………10

# 旬刊 社会通信

NO. 952

二〇〇五年二月一日号

二〇〇五年二月一日発行  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

## 本物と偽物

ニュースが垂れ流される。魚漕の魚のフンのようにである。魚漕には浄化装置がつけられている。フンを洗い清め、水槽の魚を活かすためである。

社会全般にニュースとして流されるフンの浄化装置はあるか。ない！報道機関は本物のニュースと偽物を、ミソとクソを一緒に伝えている。したがって、個々人の「浄化力」、つまり判断力によるしか浄化の方法はない。

九月一日の選挙がそうだった。郵政民営化で、小泉首相は己の党の賛成もえられなかった。総辞職が責任の取り方である。小泉は、イチかバチかの賭に出た。「勝てると思わなかった」（九月二二日の与党幹部との会合での発言）が彼の本音である。小泉には戦略はない。「行き当たりバッタリ」である。小泉は小選挙区制にも「この制度はうまく機能しない」と反対だった。しかし、九月選挙は、小選挙区制を利用しつくした結果、彼は勝った。

小泉は、単細胞の御仁。おまけに忙しい。考える時間なんぞまったくない。その単細胞に知恵を授けているのは誰かとなる。偽物を本物にするデマゴーグが首相官邸でめぐらされ、小泉に知恵を授ける。

小泉の想いは「改革」をのっぺらぼうにしやべるだけ。この改革は反動、反革命「保守革命」だ。それをすべてのマスコミが正義であるかに宣伝する。保守反動の輩（やから）都知事石原、岸信介の孫・安倍晋三がマスコミ界、とりわけTVの英雄だ。TVのワイドショーを演出するのは、全国紙のコラム、スポーツ紙等の「小さな」記事。顕微鏡の世界を、TVは世論とし拡散する。偽（にせ）情報が、真実であるかのような「操作」が、こうしてくり上げられる。

新聞は社会面で事件を伝える。政治、経済欄では政府、財界の想いを報道・中立として伝える。政府・財界の「想い」とは、かくありたい、したいとの誘導である。それは、軍事・公安情報にとりわけいえる。政府方針は危機管理。危機管理は国民統合策に直結する。日本にとって最大の危機管理は地震・台風等の自然災害だ。九・一一の同時テロ以降、テロ対策が、その中心となった。テロ対策に金は湯水のように使われる。だが、地震対策には……

偽物と本物を判断するには、判断力が求められる。判断力は多くのムダ、とりわけ乱読という作業からつくられる。乱読が知を育成し、本物と偽物をかき分ける能力を身につけさせる。読書の世界も効率一辺倒となった。ゴチック活字で注意を促すならまだしも、虹色の極彩色で「重点」を告示する。読書は資格試験用の「あんちよこ」とされてしまった。とりわけ、読者に考えさせず、ここがポイント」と独立大書しているのが、現在の白書の類である。誘導である。

最初から、「必要」なものと「必要でない」ことが色分けされてしまった。「必要」、「不必要」は個々人の価値観にもとづく。政治は真に必要な価値観を不必要と宣伝する。

その宣伝を見極める力が今、求められる。それは「考え」／真理を求める「ことから生み出される。問題意識をもつての読書がその出発点となる。

（滝野 忠）

# フジモリの出国

—これは日本の帝国主義政策の一環だ—

## フジモリ出国を黙認

ペルー元大統領フジモリ氏は、今からもう五年も前の十一月、大統領として日本を訪問した時、亡命した。それからフジモリ氏は、中曽根康弘、曾野綾子、石原慎太郎氏らの手厚い庇護で日本に滞在した。彼は「重要人物」、日本政府・外務省、さらには警察庁・警視庁・公安調査庁の保護・監督・監視下にあったことは間違いない。

フジモリは来年四月九日におこなわれるという、ペルー大統領選立候補の意志を表明し、マスコミはそれを伝え続けた。十一月六日、フジモリはペルーの隣国チリに出国。チリ政府が彼を拘束したと外電は伝えた。

フジモリは犯罪者。だが、日本にとって国賓級の重要人物。彼の一挙手一投足が政府に把握されないことはない。日本政府はペルー政府の意志より、フジモリの意思を尊重したのだ。なぜか。フジモリを自由に行動させ、彼がもし再び大統領になれば、ペルーを足場に、南米大陸に権益を作ることができからである。

フジモリは日系三世として、ペルーの最大権力者・大統領となった。一九九〇年のことだった。日本政府はフジモリに肩入れした。有償・無償の援助が湯水のごとく注ぎ込まれた。GDP六一〇億ドルの国に、フジモリが大統領になってから十年間に、なんと五千億円である。ペルーは鉱業と水産業の国。鉱業は鉄、銅、鉛、亜鉛、石油・天然ガス、水産業ではアンチョビ（いわし）の魚粉である。

日本政府は、以上の状況からフジモリの出国を知らないわけではない。知っていて送り出した。日本では二重国籍は認められない。外国にあっては当たり前のことだが、日本政府は已が否定する二重国籍をフジモリには「特権的」に黙認し、ペルー帰国への便宜をはかった。これは、ペルーへの内政干渉である。

なぜ、こんな内政干渉を公然とおこなったのか。ペルーでの利権・権益拡大にフジモリを将棋の駒でいえば「歩」として使いたかったからだ。「歩」は使い方によって金になる。金は左右・上下自由に進める。小泉・日本政府のポチとしたかったのだ。マスコミはフジモリ、そしてペルー・チリ政府の動向を時刻表のように伝える。しかし、今回の出来事の本質である日本の帝国主義的進出・侵力には一言もふれることはない。

## 貧しい国ペルー

ペルーとはどんな国か。「インカ帝国があった国」といわれ、「アッツー」くらいであろう。ペルーは中南米の貧困を絵に画いたような国だ。

地勢がまず特異である。南米大陸部西側を走るアンデス山脈の背骨にある。西は太平洋に面し砂漠・丘陵地帯、東部は世界一の大河アマゾン源流の低地・熱帯雨林地帯である。人の住める緑豊かな大地は少ない、農業の生産性も低い。食えなくなった人びとは都市へ都市へと移り住む。ペルーの人口は約二千八百万人、首都のリマ圏になんと八百万人。こうして、人口は都市に集中し、「面積百二十八万平方キロに及ぶ広大な大地は荒れるにまかせ放置される。耕作可能な土地の多くは不在地主の所有地で、土地のない農民は土地を占

扱し、分配を求める。

中南米の原住民は殺りくし尽くされた。とくに平地部ではそうである。五、六千メートルのアンデスの峰々が連なるペルー、ボリビア、エクアドルで生き残った。ペルーの人類構成は原住民四五%、原住民と白人の混血であるメスチソ三七%、白人一五%である。原住民は都市スラム街、山岳地帯に住み、龐大な貧困層を構成する。

産業はといえば鉱産物の銅、鉄、鉛、亜鉛、それに石油、天然ガスである。世界の独占資本がそれら天然資源を我が物にしようと寄り集まる。肥え太るのは白人とメスチソの一部のみ。原住民はじめ多くのメスチソは進歩と発展からとり残される。彼らを基盤に「土地寄せ」運動が展開される。それは時に山岳部、都市部で過激な武装ゲリラ闘争となる。九六年十二月に勃発した日本大使公邸人質事件はその典型であった。

### フジモリは犯罪者

フジモリは貧しい人びとに幻想を与えることで、腐敗・墮落した時の権力者を破り、一九九〇年大統領に当選した。日系人はじめての最高権力者の登上と日本の支配階級は沸きたった。ペルーを足場にアンデスの国々―ボリビア、コロンビア、エクアドル、さらにはチリ―に利権を拡大したいとの欲求である。日本政府はすぐに動いた。独占資本の進出を助けるための①有償、②無償、③技術支援という名の資金のばらまきである。その額はフジモリ在任期間の十年でざっと五千億円にもなった。これら資金はフジモリの権力維持のため使われた。

政治腐敗がフジモリに亡命を余儀なくした。権力を維持するため国家情報部（米国のCIAのようなもの）最高実力者に金を渡し野党議員を買収したのだ。フジモリは〇年十一月、ペルー大統領として来日した。彼は滞在中に辞表を提出。ペルー国会は、フジモリを「任務放棄」と罷免した。国会はさらに①十年間の公職追放、②公金横領・市民殺害の罪等、約三十ちかい事件で訴追した。フジモリの犯罪である。

ペルーは日本に「引き渡し」を求めた。政府は日本とペルーに犯罪者引き渡し条約がないこと、フジモリが日本とペルーの二つの国籍を「持つ」ことを理由に拒み、すでに述べたように手厚く保護してきた。

ペルーのみならず中南米諸国では民族主義が台頭している。旧くからの政党の多くは一九八〇年代以降崩れ去り、新たな政党が誕生した。政情はつねに不安定だ。現大統領の党は九九年創設であり、党の基盤はないに等しい。さらに、緊縮財政は貧しい国民生活をさらに貧しくする。

フジモリの売りは、派手なパフォーマンスと「貧しい者の味方」との売り文句。うまくいけば、〇六年四月の大統領選に立候補、そして勝てるかもと日本を出国し、ペルーをめざしたのだ。ペルーはチリ、ボリビア、エクアドル、ブラジルと国境を接する。国境紛争はそれら国家の独立以来のことでも珍しいことではない。歴史的な国境紛争には海への出口を持たぬボリビアとの戦争といったようである。

日本政府に囲われていたフジモリが、日本政府の黙認（許可）のもとペルーへと旅立った。日本政府はフジモリを日本の「ポチ」としたいとしたのである。これは帝国主義的他国支配に他ならない。したがって、責任はすべて日本政府にある。

（編集部）

# 日教組が「教育の危機宣言」

—義務教育費国庫負担制度廃止で教育荒廃は必至—

日教組は十一月五日、「教育の危機宣言」を発した。これは、小泉政権が「義務教育費国庫負担制度」廃止を推進していることに、真正面から対決し、「子どもたちの明るい未来」のために、義務教育費国庫負担制度の存続を求めるものだ。

現在、小・中の義務教育では、先生の賃金を国と県が二分の一ずつ負担している。政府はこの制度の廃止を視野に入れ、小泉は「中学校分の八千五百億削減は既定方針」と述べ、まず中学について小学校の義務教育費を廃止する方向を強めている。義務教育の国庫負担制度廃止、都道府県の税収で義務教育を行うことになれば、日本の教育制度はどうなるか。文科省ですら「一部の都道府県を除く四十道府県において、現在の義務教育費が確保されず、平均二割の教職員が減らされると指摘する。その結果、①大都市と地方の教育の質・水準の格差拡大、②すし詰め学級(四十人以上)のクラス、③教職員不足、④臨時教員増加、⑤学校の統廃合、⑥通学距離拡大、⑦給食費・教材費の保護者負担増、⑧高校の入学金・授業料値上げ、⑨老朽校舎などの改築・修繕の遅れがもたらされる。こうして、国からの教育費の削減は教育条件の低下・地域間格差をもたらし、過度の学校の統廃合が起こり、人口の流動化が生まれ、地域コミュニティの崩壊にもつながる。さらに、地方財政をいっそう圧迫する。教育のみならず福祉・医療などさまざまな分野で住民サービスの低下がおきる。さらには、憲法で保障されている国民の「教育を受ける権利」の侵害につながる。

自治体からの反対も強い。今年十月二五日現在、十一都道府県議会、一千四十四の市町村議会が意見書を採択している。市町村では昨年と今年の通算ではじつに六五%にもものぼっている。

義務教育費堅持は教育にたずさわるすべての人たちの課題であると「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める全国集会実行委員会」がつくられている。すべての労組はむろん、PTA、教育委員会等、「階級」を超え名をつらねている。

郵政民営化でもそうであった。「国民」生活に反対する人びとが「郵政民営化」に反対した。労働運動が弱いので、労働者のイニシアチブがないのが最大の問題である。しかし、矛盾は労働者を中心に経済、社会、生活に襲いかかっている。フランスでは年金・社会保障改悪政策に反対し、全国的なストライキ、抗議デモが続発している。それに加うるに今日の「若者たちの反乱」である。社会は動き始めたのである。

日教組は十一月一七日に「教育の危機」義務教育費国庫負担制度存続を求める市民大集会(東京・日比谷音)を開くのに前後して、全組合員に①勤務時間後のチラシ配布、②街頭宣伝、③国会議員・市町村要請、④共同署名等をPTA組織と連携して取り組むとしている。なお、「緊急声明」は次のとおり。

## 資料 教育の危機宣言(日教組)

子どもたちは明るい未来のために、義務教育費国庫負担制度の存続!

子どもたちは、義務教育を受ける場所を自分で定めることはできません。

住んでいる場所で教育条件に違いをつくってはいけません。義務教育に「貧富の差」を決してもたらしめてはいけません。

日本には、都市部や山間・へき地・離島など、子どもたちがどこに住んでいても、義務教育がきちんと受けられることを保障する「義務教育費国庫負担制度」があります。

これは、教職員の給与費の半分を国が負担し、個々の自治体の財政力によつて格差が生まれないように、必要な教職員数を確保するための制度です。

今、政府では「三位一体改革」の中で、この義務教育費国庫負担制度の廃止につながる大幅な削減をしようとしています。

試算によれば、仮にこの制度を廃止し、都道府県の税収で義務教育を行うことになると、一部の都府県を除く四〇道府県においては、現在の義務教育費が確保されず、その結果、平均二割の教職員が減らされる危機にあります。

私たちは「地方分権」に反対しているわけではありません。教育分野においても「分権」は必要であると考えます。

国は、教育の基本的制度や大綱的な学習内容を示すことにとどめ、具体的な教育内容などについては、現場である学校や地方自治体にまかせる「分権」こそが、必要だと考えます。

多くの知事や市町村長が教育分野に対して、不満に感じられ求められているのはこうしたことではないでしょうか。

国からの教育費の削減は、教育条件の低下・地域間格差をもたらします。過度の学校の統廃合が起り、人口の流動化が生まれ、地域コミュニティの崩壊にもつながります。さらに、地方財政をよりいっそう圧迫し、教育のみならず福祉・医療など様々な分野の住民サービスの低下を招きかねません。

私たちは、憲法で保障されている「教育を受ける権利」の侵害につながる、教育の重大な危機であると捉えています。ここに「教育の危機宣言」を発し、現行の義務教育費国庫負担制度を存続させるよう、保護者・市民の皆さんに強く訴えます。

## 東京都人事委が給与引き下げ勧告

― 制度改革として旧制度大改悪 公務員労働者と連帯しよう ―

十月十四日、都人事委員会は、〇五年度の都職員の給与勧告を行った。それによると、公民格差は給与月額で三六八一円、〇・八五%、都職員の方が高いとして、給料二九六二円（〇・一%）と一・九%の範囲で若年に少額、中高年に多額、扶養手当二六一円（一万五五〇〇円→一万四五〇〇円）の引き下げ、年間一時金は〇・〇五月引き上げて四・四五月分。また、給与水準の是正、給与構造・制度改革として、年功給与の抑制・昇給カーブのフラット化、現行の一号俸を四号俸に細分化し、能力・業績反映型給料表にする等々である。

公務員は団結権を除く労働基本権が認められていないために、人事院並びに人事委員会が年に一度、民間賃金の実態調査をして民間水準の賃上げ（給与）を勧告する制度になっている。これに基づき都人事委員会が、企業規模一〇〇人以上かつ事業所規模五〇人以上の都内の七三五事業所を調査母集団とし、九九五事業所を無作為抽出で実地調査したもので、その結果が上記の公民格差があったとするものである。

今回の都人事委員会の勧告は、公務員賃金を引き下げたための国追隨の政治的勧告といえる。今年の春闘では、厳しい情勢にありながら民間はそれなりに賃上げを実現した。日経新聞の調査でも〇五春闘での賃上げは、全体平均で四七九七円、一・五八%と発表している。

都人事業委員会は、毎年一回、公民比較調査をしているのに、今年の調査には明らかに春闘賃上げが反映されているように思えない。しかも、人事院(国)は公務員賃下げのために一〇五四円、〇・三%の賃下げ勧告をし、地方公務員にも賃下げの指導を強化している。大企業や本社が集中する東京都において、国の勧告を大幅に上回る賃下げ勧告は、東京都が全国に先駆けて公務員賃下げをリードしようとするものであることに他ならない。

更に、給与構造・制度の改革と称して、現行の一号俸を四号俸に細分化し、給料表を一四一号俸までつくるやり方は、都職員にも本格的に能力・業績評価・勤務評定を昇給・昇進に反映する給与制度に全面改悪する狙いの現れである。

また、人事院(国)の勧告では、その他に「給与の構造改革」として、来年度から公務員全体が平均四・八%の給与水準の引き下げが行われ、地域給与・地域手当制度が実施されることになっている。民間においては、小泉「構造改革」・企業リストラ等で、賃下げやパート・派遣等の非正規拡大・労働強化等が先行しているが、いま、公務員賃金が高いとして叩き、賃下げすることにより、民間も賃金を引き下げ、さらに全体の賃金水準の低下を作り出すことを狙っている。

#### ◇福祉問題シリーズ①◇

### 高齢者・年金生活者到大増税

#### 社会保険料も大幅アップ

Rさん(七〇歳台の年金生活者、配偶者も七〇歳台で国民年金受給)は、六月初めに、一七年度市県民税額の通知書を受け取りました。すこし税額が上がっているように思いました。そして、六月の中旬に、国民健康保険料の納入通知を受け取りました。今度は、保険料が七万円も増額になっているので、さっそく区役所に向いて、調べてもらいました。

「収入が増えていないのに、急に健康保険料がなぜ上がったのか？」という質問に対して、区役所の職員は『配偶者特別控除(上乘せ部分三三万円)が廃止されたことにより、市県民税が一四万円ほど増額になり、これを基準として計算する国保料が七万円ほどアップした』との説明があり、さらに『配偶者特別控除の廃止は、一六年一月一日実施で、所得税はその年から、住民税には翌年に反映する』との説明でした。

そういえば、これまで年金には税金がかかっていなかったのに、一六年からは、毎回の年金支給時に、四〇〇〇円ほどの所得税が天引きされていたことを、Rさんは思い出しました。

そして、その天引きが、今年は一六〇〇〇円ほどになっていることに、Rさんは思い当たり、そのあたりの理由などを聞いてみました。

『一七年一月一日から、老年者控除の廃止、年金所得控除の引き下げなどで、すでに所得税が上がっている。そうしたことを反映して、一八年度市県民税が大幅に上がり、そのことによって、国保料がすさまじい増額となることが予測され、一八年度は、さらに二二万円ほどの負担増になる見込み』との説明に、Rさんは驚きのあまり声も出ませんでした。

## 市県民税額・社会保険料額および所得税額の試算表

Rさん（年金収入三五〇万円七〇歳以上）

配偶者七〇歳以上国民年金受給・別途介護保険負担有

	一六年度税・社保料負担	一七年度	一八年度
市県民税	一万一〇〇〇	二万五〇〇〇	六万二七〇〇
所得税	二万六〇〇〇	八万九六〇〇	八万三七〇〇
社会保険料	一九万〇〇〇〇	二七万〇〇〇〇	四六万〇〇〇〇
合計	二二万七〇〇〇	三八万四六〇〇	六〇万六四〇〇

※ 一八年度の所得税が、定率減税半減にもかかわらず、減少しているのは、増大した社会保険料が控除額となるためです。  
(原 義弘)

## 自立支援法は障害者殺人法だ！

―障害者の生活と命を脅かす法成立を糾弾―

全国の障害者の「私達抜きに私達のことを決めないで」という怒りと不安の中で、一〇月三十一日に衆議院本会議で自民党と公明党の賛成多数で障害者自立支援法案が成立してしまいました。

**障害者自立支援法案とは？** 障害者自立支援法とは、今まで三障害（身体・知的・精神）ばらばらであった福祉サービスや医療を一本化し、それに対して一割の応益負担を強いるものです。サービス内容は、生命維持も保障されない水準にまで落ちてしまうという障害者殺しの法案です。

障害者の基礎所得は、障害基礎年金で多くても月八万円です。私達重度障害者は、食事・トイレ・移動など基本的動作に、毎日介助を必要とします。あるいは、生活と医療が一本化している人もいます。このような健全者が普通に行っている人間の基本的動作からも、最大月二万六千円という額を介助を受けるという益を受けたということで徴収します。

そればかりか、すべての行動に介助を必要とする全身性障害者でも介護保険並みの月一二〇時間しか保障されず、介助判定が厳しくなるなど障害者の生活つぶしの法律です。それは、バリアフリー社会に反し、生存権の保障を明記している憲法二五条に違反します。

今回の障害者自立支援法では、障害者の所得保障には就労支援しか明記されていません。健全者でも職に就くのが大変な現在、重度障害者が職に就けるはずなどありません。これは、いろんな規制のある生活保護への重度障害者の依存を益々高めることとなります。そして、金を持つている障害者は「共生」の旗手となり、働くことの出来ない重度障害者は、闇に葬られることとなります。能力主義の競争社会においては、ついていくことの出来ない弱者を必ず作り出すものです。

社会保障とは、その弱者のハンディを補うためのものです。しかし、障害者自立支援法案では、その社会保障も否定します。現に、参議院厚生労働委員会での福島みずほ議員へ厚生労働省の中村社会援護局長は「水道・電気・ガスなどを健全者が買っているのと同じように、これからの福祉は買うものだ」と答弁しました。これは、日本から社会保障がなくなつた国会史に残る暴言です。

政府は、このままで行くと予算が足りなくなると言います。しかし、アメリカのイラク侵略に協力するために毎日五億円もかけて自衛隊をイラクに派遣したり、バブル時代にた

らふく設けた大銀行に惜しげもなく何兆円もの税金を投入しています。予算がないのでは  
ありません。使い方を間違っています。テレビのニュース番組で、尾辻前厚生労働大臣は、  
障害者の原則一割負担について、財務省の圧力があつたことを認めました。それは、障害  
者の立場に立つべきはずの障害者福祉行政が、財務省に屈して、障害者の生活より、財務  
省の方針に従つたことです。

この法律が施行されたら、優生思想も強まると思われれます。現に不幸とされている障害  
者を死に導く尊厳死法案が国会に提出されようとしています。また、着床前診断を日本産  
婦人科学会で承認したと七月ごろ報道されました。親による障害児・者殺しという悲しい  
事件も急増するでしょう。前々から懸念していたことですが、障害者自立支援法案が成立  
したことを悲観したのではないかとも思われる精神障害者の自殺があつたとの情報もあり  
ます。自民党の議員ですら、この法案に批判的な質問をする議員が続出し、参議院の厚生  
労働委員会では採決直前に自民党の委員が辞表を提出しました。それほど、この法案は、  
常識はずれの悪法なのです。

衆議院選挙の自民党圧勝に関して 衆議院選挙の結果、自民・公明両党が安定多数を獲得  
してしまい、小泉政権の思惑は何でも通つてしまう恐ろしい社会になってしまいました。

この自立支援法案に関しても厚生労働省の提出した利用者数の偽造データに関して野党議  
員の追及にもまともに尾辻前厚生労働大臣が答えようとしない、そのようなふざけた状況  
のなかでの「委員長職権」という強行採決を与党は仕掛けてきました。

強行採決時の「私たちを殺す気か」という障害者の悲痛な叫びに対して、与党議員は「ま  
だ殺していないだろう」というあざ笑うかのようなヤジを返してきました。断じて許せま  
せん。郵政民営化や北朝鮮の拉致問題の陰に隠れて、障害者の生存権を脅かす悪法が成立  
してしまいました。

これからの戦い 厚生労働省には、この法律の政省令を出させて施行中止を求めて戦つて  
いなくてはなりません。地方自治体との戦いも大切になります。さらに止むに止まれず  
探っている生活保護の改悪も予定されています。「小泉は私たちの生活をどこまで壊した  
ら気がすむのか」と言いたいのです。生活防衛の闘いはまだ続きます。

戦争時には、障害者は不必要な人間になる度合いが増してきます。その意味で、重度障  
害者を不必要な人間と位置づける障害者自立支援法は、憲法九条の改悪を準備する法案で  
す。つまり、私達の運動は、改憲阻止運動につながります。不必要とされる人間が堂々と  
生きられる社会が、戦争を止めることの出来る社会ではないでしょうか？ 社会保障はあ  
なたの問題です。何でもいから厚生労働省障害福祉課に抗議の声を挙げてください！

(茨城青い芝の会 里内 龍史)

## やっぱりイラクは戦場だ

イラクで十一月、新憲法が国民投票で決定された。米軍十六万、多国籍軍二十万人の武  
力の力である。今後の焦点は十二月十五日に予定されている新憲法にもとづく総選挙の実  
施と新政府発足に移る。イラクに派兵する国々には、イラクの民主化が着実に進んでいる

かのような幻想をふりまき始めた。「新政府成立後、派兵を撤退、縮小する」かの宣伝活動の強化である。

米国の経済的支援を当てに出兵した弱小国家群は、続出する戦死者増大、批判世論の高まり、米国からの見返りが財政補てんにならないこと、さらにはブッシュ支持率低下と米国でのけん戦気分拡大に嫌気をさし、ぞくぞく撤退、縮小を決定している。今ではイラクに派兵する国ぐには米国と二国間の軍事同盟を結ぶ日本、韓国、英国、それにオーストラリアくらいになった。その彼らすら撤退をちらつかせ始めた。

「イラクでの治安回復」、「派兵縮小」は一つの可能性として言われるのみである。可能性ならどんなケースもでっち上げることができる。本当にイラクの治安は安定の兆しをみせているのか。

この問題を考えるのに「東京新聞」十一月四日付夕刊に、ちよつと面白いインタビュ記事が目についた。インタビュの相手は国連イラク支援上席法律顧問・水野時朗氏なる人である。

「ちよつと面白い」というのは、イラクは全土が戦場であるということ、それを証明するもう一つがこの人物は滞在五〇日の間に、たった一回しかイラクの町を歩いていないことである。彼は「イラク国家再建」を目的にイラクで活動する。しかし、彼はイラクの町も人もしらない。なんでこれで「イラク再建」ができるのか。

「バグダッドでの滞在先はどこに。」

コンクリートの壁で囲まれた、ナゴヤドーム十個分ぐらいの広さのインターナショナルゾーン（イラク政府、米・英大使館、国連施設などが集まり、厳重な治安体制が敷かれた区域）の中にある宿舍と事務所を往復する毎日です。

オフィスから宿舍まで直線で歩けば十分程度の距離ですが、五ヶ所ほどの検問を通過したり、バリケードを迂回するなどで、車で十分かかります。

「バグダッドの街はどのようなでしたか。」

八月末から十月一九日まで、滞在五十日でインターナショナルゾーンを出たのは一度だけ、イラクの外務省に行った時です。米軍の装甲車に乗つての移動でした。機関銃を持った民間警備員らしきイラク人をあちこちで見かけたのには驚きました。

イラク治安回復、平和達成のためイラクにおいて、一度も街を歩けない、装甲車で護衛され、民兵の銃に驚く水野氏の姿に、「驚く」ほかない！

## ◇ 編集部からのたより ◇

▽十一月二日、自民党は結党五〇周年大会を開いた。立党五〇年宣言は「わが国の歴史と伝統と文化を尊び、道徳の高揚に努める」を明記した。

▽すでに発表された新憲法草案とはまったく別の党であるかのような内容である。まさに「思想分裂」だ。

▽なぜこんな矛盾した文書がつくられ恥としないのか。憲法「改正」には国会議員の三分の二が発議の条件とされる。「日本の歴史・伝統・文化の尊重」を憲法草案に書き込めば、民主、公明の支持をえられない。ここに本質がある。

▽それを穴埋めするのが改憲緩和案項である。これでいつでも必要な時、憲法をどうにでも改憲できるとの思惑である。

## 九条二項「戦力放棄」から自衛軍へ

— 自民党「新憲法草案」の要点 —

十月二十八日、自民党の新憲法草案が発表されました。初めて条文化した八月一日の第一次憲法草案に続き、今回は前文もつけられており、これは自民党としては初めてのことで、

「国防軍」（○三年六月・自民党憲法調査会改正要綱案）、「わが国の歴史、伝統、文化等をふまえた『国柄』」（○四年六月、自民党憲法調査会論点整理案他）などセンセーショナルな言葉は陰を潜め、二十四条や二十五条など九条以外で大きく議論になりそうところろはほぼ触らないなど、「新憲法」草案と銘打ち、前文で「ここに新しい憲法を制定する」とうたうわりには、全面改定という感じではなく、現行憲法が維持されているところも多くあります。それは、民主党や公明党との協議を視野に入れ、本気になって改憲にすすもうという表れです。

とは言え、九条改悪とともに、前文書き換え、首相権限強化、国会軽視、軍事裁判所設置、権利制限、政教分離緩和、政党条項、地方自治体統制、改正手続緩和等、「戦争する国」づくりに向けたものであることは明らかです。

特徴的な点のみてみたいと思います。

### さり氣に新自由主義十保守主義【前文】

前文では、戦争への反省や平和的生存権などは削除されています。「復古調」が薄められたとも言われますが、毎日新聞も指摘するように、①自主憲法制定、②天皇制維持とともに、③愛国心、④国防の責務は「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守責務を共有」としっかりと盛り込まれています。また、「自由かつ公正で活力ある社会」という言葉には、新自由主義礼賛の影が見えます。

### 戦争の放棄の放棄【第二章 九条】

ここは章名を「戦争の放棄」から「安全保障」に変えられています。「戦争の放棄」の放棄です。九条第一項は残し、二項は削除され、自衛軍の保持、内閣総理大臣を最高指揮者とする事、自衛戦争（とは言え、第一次案等にあった「侵略から我が国を防衛し」の文言が削除されている）、シビリアンコントロール、国際協調（という名目での海外派兵）、公の秩序の維持（治安出動、自衛隊法にある）などが盛り込まれています。

集団的自衛権については明記されていませんが、「自衛には個別も集団も含まれる」（八月一日、自民党新憲法起草委員会・舛添要一事務局長）であり、しかも、実態は、2+2（日米安全保障協議委員会）の在日米軍再編中間報告に見られるように、自衛隊と米軍の一体化がすすめられようとしています。

九条一項を「侵略戦争の放棄」と解釈する立場（○四年十一月「自民党憲法改正草案大綱（たたき台）」）では、二項こそがじまなのであり、一項を残せという小泉首相の鶴の一声は、言うまでもなくその理念の顕示ではなく議論をさける（痛い・・・腹をさぐられない）ためだけのものです。

## 権利の制限【第十二条他】

十二条では、条名が「国民の責務」とされ、現行の「公共の福祉のためにこれを利用する責任」は「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ」「公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」と、「公共の福祉に反しない限り」という制限のつかない基本的人權（例えば二十一条など）までも制限しようという意図がみえます。また、私人どうしの権利の調整としての「公共の福祉」から、「生活共同体として国家の安全と社会秩序を維持する概念」（4月、小委員会要綱他）としての「公益及び公の秩序」に変えられています。

その他に「公共の福祉」が出てくる十三条や二十九条も「公益及び公の秩序」に書き換えられています。二十二条一項（居住、移転、職業選択の自由）にあった「公共の福祉」は削除されています。

## 新しくもないし権利でもない【第三章】

いわゆる「新しい権利」として知る権利や環境権などが引き合いに出されますが、草案ではどちらも私たちの権利としてでなく、国の国政説明の責務（二十一条の二）であり、国の環境保全の責務（二十五条の二）と、「国の責務」でしかありません。

法の下での平等として新たに「障害の有無」で差別されない（十四条、四十四条にも）ことが加えられています。障害者の自立を阻害する、生きる権利すら奪う障害者自立支援法とどう整合すると言うのでしょうか。

個人情報保護（十九条二項）、犯罪被害者の権利（二十五条の三）、知的財産権（二十九条二項）なども書かれてはいます。

## 靖国参拝等正当化のもくろみ【二十条】

社会的儀礼、習俗的行為の範囲内での国、公共団体の宗教活動を容認し、あわせて89条でその範囲内での公金支出を容認しています。これは、最高裁判決（77年7月13日）を憲法に盛り込んだもので、靖国参拝や玉串料公費支出、地鎮祭関与、さらに新たな戦死者のことも想定されているのではないのでしょうか。

## 国会・内閣・司法・財政・地方自治

第四章（国会）、第五章（内閣）の特徴として、五十六条では、国会議事開催要件の「国会議員の三分の一以上の出席」が削除され（国会軽視）、六十四条の二として政党党項が新設されており、政党規制の恐れがあり大変危険な条文です。また、自衛隊の指揮権（九条の二）、衆院解散権（五十四条）、行政各部の指揮監督・総合調整（七十二条）など内閣総理大臣権限の強化などがあげられます。

第六章（司法）では、現行どおり特別裁判所の設置を禁止してはいますが、例外として下級裁判所としての軍事裁判所設置が盛り込まれ、裁判官の報酬減額も。また、第七章（財政）では、前述の宗教活動への公金支出（八十九条）の他、新設された暫定予算の制度化（八十六条二項）は、軍事予算が想定されていると思われる。

第八章（地方自治）では、地方自治をうたいながら地方特別法の住民投票（現行九十五条）を削除するなど住民主権を軽視し、国と地方自治体の相互協力（有事体制）、道州制

の想定（九十一条の三）がされており、また、国庫負担金廃止を前提とした財政は福祉切り捨てにつながり、強い国家・小さな政府という考えが基本にみえます。

### 憲法改正手続の緩和【九十六条】

現行「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議」が「衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決」と緩和されています。どの改憲案をみてもこの要件緩和は改憲派共通のもので、議論のあるものは先送りして、まずは九条、九十六条を中心に変えようというのが日本経団連はじめ財界の要求です。

改憲のための国民投票法案も国会で議論が開始され、次期通常国会には上程されようかという状況になっています。

自民党の改憲案は、昨年六月の論点整理以降、さまざまな文章が出され、今回盛り込まれたものも見送られたものもありますが、総じて「強い国家、小さな政府」を標榜し、新自由主義十補完物としての保守主義がその特徴だと言えます。

現状のしんどさや先行きの見えない不安の中で自らの首をしめるように小泉自民党に投票し、改憲もありと反応する人々が多い中で、それこそがますます苦しく、生きにくい社会をつくることだということを訴え、様々の闘いと結びつきながら、改憲阻止の大きなうねりをつくり、勝ち抜いていきましょう。

（園田 裕子）

## ◇ 読者からのおたより ◇

大事なこと ワイドショーで取り上げられた小泉チルドレンの女たち。美人のようで美人でもないのに目が大きく冷たい視線。しゃべりは英語も堪能で現代風。綿貫、亀井の義理人情と際立てさせ、あたかも刺客の方がまっとうに見えるように取り上げていた。果ては何だかタイズウという若者まで当選。ミニ政党が一人当選させるのにどれだけの苦勞をしていることか。自民党も驚く躍進？だから東京みたいな比例名簿が足りなく社民におこぼれが行った。こんな人に国の根幹に関わる憲法9条を論ずる「資格」はない。でも、数は力なり。わが党も原則論は当面棚上げにしても地方議会議員育成のための地域活動を優先させる党にならないと空中戦で気がついていたら周りに誰もいないでることになる。

（K記）

講演会で「職場で必要なものは自腹ですか」と聞いてみました。結果は携帯電話などは個人負担。（2名）、サービスマンをさせられる、上司命令、補充の手続が厄介、面倒で自腹を切ることもあります。電磁波防エプロンとありました。業務で必要な費用が賃金からの負担になっています。これおかしいですね。

（東京・Y）

編集部より 講演会、いつも楽しく出席させていただきます。若者と権利について考える機会をつくるのが重要です。

四七対七三 ワイドショー選挙と揶揄された今回の衆議院選挙でした。福山の七区よりも、ホリエモンの登場で全国区にまでなった六区。これまで選挙で投票すらしてなかった人が、立候補。それはいいとしてもマスコミが作り上げ、世論操作までしてしまいう選挙戦。これではもう国民の声を集約する選挙とは言えません。一人ひとりの市民の声はどう生かされたのでしょうか。小選挙区制と比例制の並列選挙の中で、自民党が総投票数の得票四七%で、議席七三%という結果になりました。小選挙区制のあり方も大きな問題です。年収が二千万円以上の富める人たちと、二百万以下の低所得者の二極化が進み、働き盛りの自殺者と、若者の失業率が増え続けるなど、小泉政権によって壊されてきた国民の「暮らしと平和」の結果が、残念ながら自民党の絶対安定多数となりました。

これからの小泉政権を注意しながら見守る必要があります。このままでは憲法の改悪だけでなく、際限なく続く暴走が危惧されます。

（広島・N）

編集部より 本当におっしゃるとおり。課題は私たちと働く者との結びつきです。

株主総会で発言 ▼九州電力の株主総会に出席し発言した要旨は次のようになります。①〇四年の

売上げは一兆三千三百億円で対前年伸びは一・一％これに対し経常利益は対前年伸びは一四一・七％の一千五百二十九億円になっている。これは合理性がない。しかも、一九九六年、一九九九年までの経常利益は六百億円、七百億円台であった。二〇〇〇年になって一千百十九億円に上げた。九電は五・四％料金改定を行ったが、その金額は約二百億円であるから、経常利益を四百億円上げた事は一〇％に相当する。▽売り上げる分母・経常利益を分子として割った利益率は、製造業一般が五・三（〇四年）なのに九電は一・三と約二倍である。九電供給業は公益事業だから、製造業の平均地位で利益率になるよう儲かり過ぎは料金を下げて調整すべきです。▽経常利益を今後一千万億円台にする答應、それが企業の一流であるかのように説明したのは、電気事業法第一九条（料金は能率の経営の基に適正な原価でなければならぬ。）に違反の疑い。経常利益を下げるだけで一〇％値下げが可能。どこの企業も同じだが九電は退職給引当金で一人当たり十二億円社内留保している。核再処理引当金が二九年分を単年で留保している。売上金―経費は、経費が大きい程電気料金が拡大し、売上げ―原価は小さい程利益が増加します。独占資本は二つの手口を使い分け独占価格を国民に押しつけている事は、他企業を診て、大体共通しています。私の質問に社長答弁は、明後日（あさつて）のような答弁でした。

**個人発送へ** 諸般の事情により、今後取り扱いができません。〇六年二月分まで納入します。できるだけ早く個人発送に切り替えて下さい。名簿はFAXします。集金もお願いします。（長崎・M）

**編集部より** たいへんな時代と生活の時、お取り扱いたいただきましたことに心から感謝申し上げます。職場は縮小、廃止、それにもなう遠距離通勤、さらに住所変更も。こんな事情から個人発送への切り替えがふえています。誌代は月七百円（送料込み）で変わりません。

**護憲の戦線** 自民大勝は小選挙区マジックのなせるわざ。それより問題は民主の保守反動路線。改憲も具体化の動き急、護憲勢力の結集が待たれる。どう統一戦線を築き上げるのが問われています。（福島・T）

**編集部より** おっしゃるとおり。しかし、中央段階ではきわめて困難に思われます。ご指摘の小選挙区制が共通の目的実現を困難にしていることです。党の存在をアピールしなければ比例区で議席を得られません。だからでしょうか、共産党は一六日の中央総会で〇七年参院選で「比例五」を目標に掲げました。他党も同様に臨戦体制に入っていくでしょう。日本の小選挙区制は二つの保守党だけが生き残るよう工夫に工夫が尽くされています。

**テーマのなかみ** 今回のテーマは、労働者の物の見方、考え方では二回に分けてそれぞれサブテーマをつけました。第一回、「改革」総選挙については、講師Aさん自らの総括、どうしてこんな自民党が勝利したのか、この社会はどうなるのか報告されます。第二回、生産性向上と働くものでは、労働者がどうしてこんなに苦しめられるのか、その反面、会社側はニコニコ顔どうしてか、明らかにされると思っています。第三回、憲法問題を考えるでは、憲法改正問題を中心に私たちは何をしなければならぬのか。第四回、自治体問題を考えるでは、第五回、教育問題を考えるでは、それぞれの労組の人たちから報告されます。第六回、職場報告と私たちの課題では「仕事における自弁の問題」と称して統一テーマで討論して、企業、産別を超えた交流をはかっていますので、みなさま方のご協力をお願いいたします。（山梨・M）

**編集部より** 若者を視野に系統的に日程を組んでいらつしゃる。これからのモデルでは、どの学習会でも政府や審議会の文書を解説し批判するだけ。なんでこんな文書が出てくるのか、その階級関係を総体的にとらえることが重要です。

**全体解決を** 政府に不当労働行為の責任をとらせ、一〇四七名の全体解決を。（札幌・K）

**編集部より** 一部なりとはいえ、「不当労働行為」が認められた。この勢いにかけて、政府、国交省、その下請け機関である鉄建公団（鉄道運輸機構）への包囲の輪をつくって下さい。また、そうした戦略方針をつくりあげて下さい。

**楽しみ** ご苦労さまです。入金遅れ申しわけありません。憲法の記事など特に注意深く読んでいます。これからもよろしく。（京都・S）

**編集部より** 園田裕子さんに自民党の憲法草案のポイントをまとめていただきました。Sさんも投稿してくださいれば嬉しい。よろしく！

**合併、反動、合理化** 河東町と若津若松市が〇五年十一月一日付合併し、住所が下記のとおり変更となりました。反動・栗城町政とは縁が切れましたが、合併後の会津若松市政では新たな合理化政が押し寄せています。（福島・K）

**編集部より** どこも合併、合併。地方分権を口実に中央集権制の再編成です。自治体労働者、みんなウメイています。お身体に気をつけて。